

焼津市新病院建設基本計画策定支援業務委託

事業者選定 実施要領

平成 28 年 7 月

1 趣旨

この実施要領は、焼津市新病院建設基本計画策定支援業務（以下、本業務とする。）の委託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

（委託業務の目的）

本業務は、適格な実施事業者の支援をもって、より良い焼津市新病院の建設に係る基本計画を策定することを目的とする。

（委託業務の名称） 焼津市新病院建設基本計画策定支援業務

（委託業務の内容）

別紙「焼津市新病院建設基本計画策定支援業務委託仕様書」を参照のこと。

（基本計画の対象となる事業の概要）

- 1) 事業名称 焼津市新病院建設事業
- 2) 事業内容 現病院を営業しつつ、機能移転のため現在地エリア（駐車場等）に新病院を建設する。
- 3) 概算事業費 約 300 億円

（履行期間） 契約締結の日から平成 30 年 3 月 30 日（金）まで

（発注者） 焼津市病院事業管理者 太田 信隆

（委託上限額）

金 22,500 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。提案内容の見積金額はこの額を超えてはならない。

（事務局）

焼津市立総合病院 経理課病院建設準備室

〒425-8505 静岡県焼津市道原 1000 番地

TEL :054-623-3111（代表）

FAX :054-623-3161

E-mail : kensetsujunbi@hospital.yaizu.shizuoka.jp

ホームページ : <http://www.hospital.yaizu.shizuoka.jp/>

3 選定の概要

(選定方法)

公募型プロポーザル(以下、本プロポーザルという。)により優先交渉権者を選定する。

(参加資格)

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- 1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。かつ、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく、更生及び再生手続開始の申立てが成されていないこと。
- 2) 本プロポーザルの公募開始日から契約締結日までに、焼津市建設工事等に係る資格制限、指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- 3) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- 4) 次の①と②を満たす者を統括責任者として配置すること。
 - ① 次のアからウのいずれかの資格を有していること。
 - ア 日本医業経営コンサルタント協会認定医業経営コンサルタント
 - イ 日本コンストラクション・マネジメント協会認定コンストラクション・マネジャー
 - ウ 一級建築士
 - ② 許可病床数が400床以上の病院の新築、全面改築に係る基本計画策定業務(医療機器整備の計画作成など、基本計画の一部を受託したものを除く。)を担当しかつ履行した実績を有すること。
- 5) 次の①と②を満たす者を主任担当者として配置すること。
 - ① 次のアからウのいずれかの資格を有していること。
 - ア 日本医業経営コンサルタント協会認定医業経営コンサルタント
 - イ 日本コンストラクション・マネジメント協会認定コンストラクション・マネジャー
 - ウ 一級建築士
 - ② 病院の新築、全面改築に係る基本計画策定業務(医療機器整備の計画作成など、基本計画の一部を受託したものを除く。)を担当しかつ履行した実績を有すること。
- 6) 次の①と②を満たす者を設計担当者として配置すること。
 - ① 次のアからウのいずれかの資格を有していること。
 - ア 日本医業経営コンサルタント協会認定医業経営コンサルタント
 - イ 日本コンストラクション・マネジメント協会認定コンストラクション・マネジャー
 - ウ 一級建築士
 - ② 病院の新築、全面改築に係るコンストラクション・マネジメント業務または設計業務(病棟の増改築や一部改修など、部分的に受託したものを除く。)を担当しかつ履行した実績を有すること。

(実施日程)

実施内容		実施期間
告示	資料の配布	平成 28 年 7 月 19 日 (火)
	質問の受付	平成 28 年 7 月 27 日 (水) 17 時まで
	質問の回答	平成 28 年 8 月 5 日 (金)
参加資格確認申請		平成 28 年 8 月 10 日 (水) まで
参加資格確認結果通知		平成 28 年 8 月 19 日 (金)
企画提案書の受付		平成 28 年 8 月 26 日 (金) 17 時まで
プレゼンテーション・ ヒアリング		平成 28 年 9 月 2 日 (金)
選定結果通知		平成 28 年 9 月 9 日 (金)
契約交渉期間		平成 28 年 9 月 12 日 (月) から 1 週間程度

4 選定に係る提出書類

(参加資格確認申請)

先に記載した「(実施日程)」の期間内に、事務局まで、以下の書類 (各 1 部) を持参または郵送すること。なお、各様式については当院ホームページより入手すること。

①	参加資格確認申請書	様式第 1 号
②	会社概要書	様式第 2 号
③	事業者の実績	様式第 3 号
④	統括責任者の実績	様式第 4 号
⑤	主任担当者の実績	
⑥	設計担当者の実績	
⑦	参加資格で求める資格を証する書面の写し (医療経営コンサルタント/コンストラクション・マネジャー/一級建築士)	
⑧	使用印鑑届兼委任状 (コンソーシアムの場合は代表者のみ)	様式第 5 号
⑨	納税証明書 (法人税、消費税及び地方税について未納がないことを証明するもの。税務署様式その 3 またはその 3 の 3。また、該当する場合は、「焼津市が課する全ての税において未納がないことを証明する納税証明書」を提出する。)	
⑩	法人登記簿謄本または現在事項全部証明書 (発行 3 ヶ月以内)	
⑪	印鑑証明書 (発行 3 ヶ月以内) (コンソーシアムの場合は代表者のみ)	
⑫	共同体制を証する書面	様式第 6 号
⑬	提出書類チェックリスト	様式第 7 号

※ 2 者によるコンソーシアムの場合は、②、③、⑨及び⑩については両者のものをそれぞれ添付すること。なお、提出にあたっては、統括責任者の属する事業者が代表して行うこと。

(参加資格結果通知)

- 1) 参加資格確認申請書を提出するものが5者を超えた場合は、提出書類により1次審査を行うこととする。この場合、1次審査結果は参加資格確認結果とともに通知することとする。
- 2) 参加資格確認の結果は、「(実施日程)」の期日に、電子メールにて通知する。
- 3) 参加資格が無いと認められた者は、その理由について、2)の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に書面により説明を求めることができる。これについては、当院より、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に電子メールにて回答する。なお、期限後の質問は一切受け付けない。

(参加に係る質問の受付)

今回のプロポーザルに関して質問がある場合は、先に記載した「(実施日程)」の期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、事務局まで、質問書(様式第8号)を持参または郵送すること。なお、回答については、期日にホームページ上に公開する。

(参加表明後の辞退)

参加資格確認申請書(様式第1号)提出後、参加を取りやめる場合については、参加辞退届(様式第9号)を平成28年8月25日(木)までに持参または郵送(17時必着)すること。

(企画提案書の提出)

先に記載した「(実施日程)」の期間内に、事務局まで、以下の書類(正本1部と副本20部)を持参または郵送すること。なお、各様式については当院ホームページより入手すること。

①	企画提案書表紙	正本1部のみに添付	様式第10号
②	企画提案書	本紙末頁「提案内容」のテーマごとに記すこと。 また、ページ番号を付すこと。	任意様式
③	業務工程表	業務履行までの現時点での作業スケジュール	任意様式
④	業務実施体制図	担当者の一覧及び体制図を記すこと。	様式第11号
⑤	見積書	委託業務の一切の経費を含む。仕様書で示す項目についての見積もりの内訳がわかるような内訳書も添付すること。	任意様式

※ ②の企画提案書は、1テーマA4両面1枚または、A3横片面1ページ以内とする。

※ ③業務行程表はA4両面1枚または、A3横片面1ページ以内とする。

※ ②企画提案書、③業務行程表及び④業務実施体制は提案者が類推できるような表現は用いないこと。

※ 提出書類は1冊の製本の体裁として提出すること。ただし、各書類のコピー等が容易なよう、ホッチキス止めや糊付けを行わず、書類が容易に分割できる体裁とすること。

5 選定

(プレゼンテーション・ヒアリング)

- 1) 実施日時 先に記載した「(実施日程)」のとおり。
- 2) 実施場所 当院 第二会議室 (厚生棟3階)
- 3) 出席者 統括責任者、主任担当者及び設計担当者を含め5名以内
- 4) 留意事項
 - ア) 末頁「提案内容」のすべてについて、番号の順に、提出済みの資料 (②企画提案書、③業務行程表及び④業務実施体制) のみを用いて説明すること。
 - イ) 時間は1提案者あたり50分程度とする (うち説明時間を30分以内とし、質疑応答時間は20分程度とする。)
 - ウ) 受注した場合、実際に業務を担当する者が説明すること。
 - エ) パソコン及びプロジェクターを用いた説明も可とするが、パソコンについては提案者側で持参することとし、プロジェクター及びスクリーンについては当院で用意するものとする。なお、プロジェクターとパソコンはVGA端子にて接続をする。

(選考方法)

次の配点表に基づき採点し、合計が最も高かった者を優先交渉権者とする。

審査項目		配点 (合計100)
書類審査	事業者の実績	10
	統括責任者実績	10
	主任担当者実績	10
	設計担当者実績	5
	見積金額	15
プレゼンテーション ・ヒアリング	テーマ①	20
	テーマ②	15
	テーマ③	15

(結果の通知)

選考の結果は、参加者に対し、先に記載した「(実施日程)」のとおり、電子メールにて通知する。なお、選考の理由、経過及び結果等に関する問い合わせには一切応じない。

6 契約

優先交渉権者と交渉を行い、合意が得られた時点で随意契約による契約を締結する。ただし、交渉が不調のときは、次の順位の提案者と同様の交渉を行うこととする。

7 留意事項

- 1) 2者によるコンソーシアム（共同企業体）が、本プロポーザルに参加することも認める。ただし、1者が複数の提携を結び、本プロポーザルに重複して参加することはできない（例えば、「ある1者のCM業者が、2者の医業経営コンサルタント事業者とそれぞれに提携し、プレゼンテーションに2回参加すること」は認められない。）。
- 2) 選定に係る一切の経費は提案者の負担とする。また、提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。なお、業務委託費用の支払いについては、受託候補者特定後に協議の上決定する。
- 3) 受託候補者特定後、受託候補者と協議の上、仕様書の確定を行う。当該協議の結果、必要があれば仕様書の訂正、追加等を行う。その際、提案内容がすべて仕様書に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- 4) 参加事業者が1者であっても評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合は、再度選定を実施する。
- 5) 企画提案書類一式提出後の書類の変更、差し替えは原則として認めない。
- 6) 当院から得た資料・情報等を他に流用・提供することを堅く禁ずる。提案を辞退した事業者、または審査の結果、当院との契約に至らなかった事業者は、当院から得た資料等を速やかに確実な方法で処分すること。
- 7) 提案に虚偽の記載または重大な瑕疵等があった場合は、優先交渉権者の選定を取消すことがある。また、契約後に仕様書記載された内容が遵守されない場合にも同様とする。
- 8) 次のいずれかに該当したときは、本選定への参加資格を失うことがある。
 - ア) 提出書類に記載すべき事項の全部または一部が掲載されていなかったとき。
 - イ) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
 - ウ) その他不正な行為があったと認められるとき。

提案内容

「第4次焼津市立総合病院中期経営計画（平成28年度～平成32年度）」及び「焼津市新病院整備基本構想（平成28年3月）」の内容に留意し、以下に示すテーマすべてについてご提案ください。

1 【テーマ：応募者の特色・独自性】

発表者：統括責任者

今回の基本計画策定支援業務にあたり、他と比較してどのような強み（特色や独自性）を発揮することができると思いますか。応募者（企業または共同企業体）としての業務体制（共同体制、人員配置、企業及び担当者の病院関係実績等）を踏まえご提案ください。また、仕様書に定めのない事項であって、今回の基本計画の策定に必要なだと考える事項があれば提案をお願いします。

2 【テーマ：コストと品質の両立】

発表者：主任担当者

「いかにローコストかつ高品質の新病院をつくるか」を目指すとき、トレードオフの関係にある「イニシャルコスト」と「医療サービスの質」について、当院の場合、基本計画においてどのように検討すべきと考えますか。

3 【テーマ：ライフサイクルコスト】

発表者：設計担当者

新病院建設における生涯費用の軽減のためには、当院の場合、基本計画においてどのように検討すべきと考えますか。